

正副議長志願者の所信表明に係る要綱（要領） 検討比較表

自治体名	斜里町議会 検討案	栗山町議会	栗山町は平成 23 年 2 月 24 日議会運営委員会で決定
例規名	斜里町議会正副議長等志願者の所信表明実施要綱	正副議長志願者の所信表明実施要領	
1 目的	斜里町議会は町民に正副議長等の選出の過程を明らかにするため、正副議長の選挙に先立ち、所信表明を行なう事として、それぞれの職を志願する者に対し、所信を表明する機会を付与することにより、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性の確保により町民に分かりやすい正副議長の選出を行なうものとする。	栗山町議会は、議会基本条例第 4 条を踏まえ、町民に正副議長の選出の過程を明らかにするため、正副議長の選挙に先立ち、所信表明を実施し、それぞれの職を志願する者に対し、所信を表明する機会を付与する。議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性の確保することで町民に分かりやすい正副議長の選出を行なうものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・栗山町では議会基本条例に基づき実施している。 ・委員会における委員長の選出に対しても想定する。
2 所信表明の運営	所信表明は議員の任期満了による改選後の初議会等において、議長・副議長の選出を行なう場合、それぞれの職を志願する者の届出を受け付けた後、本会議において実施する。	所信表明は議員の任期満了による改選後など議長・副議長の選出を行なう場合、それぞれの職を志願する者の届出を受け付けた後、本会議において実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・改選後の初議会及び正副議長の辞職等を想定して、初議会等とする。 ・本会議において実施することを明確にする。
3 所信表明の申出	議長・副議長志願者は、別に定めた期間内に「所信の概要を記載した書面」を添えて、所信表明申出書（様式 1）を議会事務局に提出するものとする。なお、申出人に推薦人は不要とする。	議長・副議長志願者は、期限内に「所信の概要を記載した書面」を添えて、所信表明申出書（様式 1）を議会事務局へ届け出るものとする。なお、申出人に推薦人は不要とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・志願者は定められた期間内に申出書を提出する。 ・届出先は公職選挙法の準用規定が無いため、議会事務局とする。 ・推薦人については不要
4 所信表明の方法	<p>(1) 所信表明の進行は、正副議長選挙の所信表明者以外の者で年長（臨時議長）者が行なう。</p> <p>(2) 議長・副議長志願者は、議長又は副議長として、今後の議会活動の方針を明確にするため所信表明で決意や抱負を述べるものとする。</p> <p>(3) 所信表明の持ち時間は、1 人〇〇分以内とする。</p> <p>(4) 所信表明の発言順は、届出順とする。 (届出順にくじを引き、決定する)</p> <p>(5) 所信表明者に対する質疑は行なわないものとする。</p> <p>(6) 議長及び副議長の所信表明は、それぞれの選挙実施の宣告前に行なう。</p> <p>(7) 所信表明を行なわない議員への投票は有効とする。</p> <p>(8) 正副議長の所信表明を重複して申し出ることにはできないものとする。</p> <p>(9) 議会の審議に要する説明が必要ないことから、執行部からの議場への出席は求めないものとする。</p>	<p>(1) 所信表明の進行は、正副議長選挙の所信表明者以外の者で、年長議員（仮議長）が行なう。</p> <p>(2) 議長・副議長志願者は、議長又は副議長として、今後の議会活動の方針を明確にするため所信表明で決意や抱負を述べるものとする。</p> <p>(3) 所信表明の持ち時間は、1 人 10 分以内とする。</p> <p>(4) 所信表明の発言順序は、届出順にくじを引きを行い、決定する。</p> <p>(5) 所信表明者に対する質疑は行なわないものとする。</p> <p>(6) 議長及び副議長の所信表明は、同時開催とする。</p> <p>(7) 所信表明を行なわない議員への投票は有効とする。</p> <p>(8) 正副議長選挙の所信表明を重複して申し出ることにはできない。</p> <p>(9) 議会の審議に要する説明が必要ないため、執行部からの議場への出席は求めないものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栗山町の例では仮議長は意思表示できないこととなるため、初議会では仮議長、それ以外では議長席にいる者として明確する。 ・持ち時間は 分とする。 ・発言順の決め方をどうするか ・発言を行なう順番について初めに議長志願者を行ない、
5 傍聴	所信表明は公開で行なうものとし、一般の傍聴を可とする。ただし、傍聴に関して必要な事項は、斜里町議会傍聴規則によるものとする。	所信表明は公開で行なうものとし、一般の傍聴を可とする。ただし、傍聴に関し必要な事項は、栗山町議会傍聴規則によるものとする。	

正副議長志願者の所信表明に係る要綱（要領） 検討比較表

		る。	
6 記録の作成	所信表明の記録は作成する。	所信表明の記録は作成する。	
7 記録の公開	所信表明の記録は公開する。	所信表明の記録は公開する。	
8 地方自治法との関係	(1) 所信表明の開催は、本会議における正副議長選挙の対象者を法的に限定するものではない。よって、所信表明者以外の議員に対する投票は有効とする。	(1) 所信表明の開催は、本会議における正副議長選挙の対象者を法的に限定するものではない。 (2) (1) から、所信表明者以外の議員に対する投票は有効である。	
9 準用規定			
附 則	この要綱は令和〇年〇月〇日から適用する。	この実施要領は、平成23年5月1日から適用する。	